



文部科学省における定住外国人関連の教育施策



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



目 次

I 在日外国人の現状

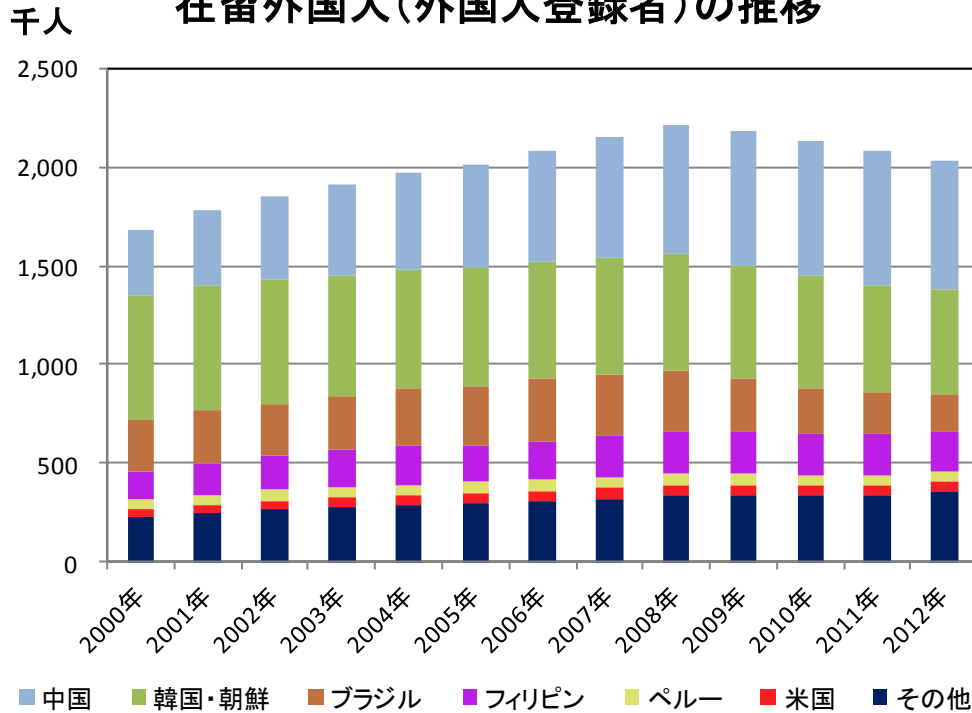
II 公立学校等における取組

III 日本語教育支援

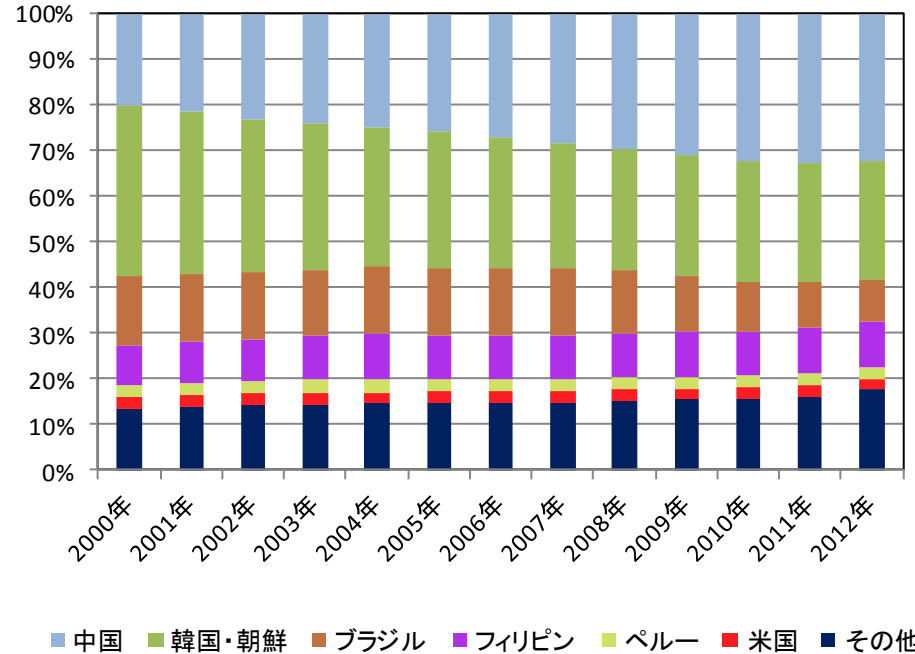
IV その他(不登校・不就学の支援、外国人学校支援)

I 在日外国人の現状

在留外国人(外国人登録者)の推移



在留外国人(外国人登録者)の国籍別構成比



出典: 法務省 在留外国人統計

在留外国人(外国人登録者)の傾向

➤ 2008年までは一貫して増加。

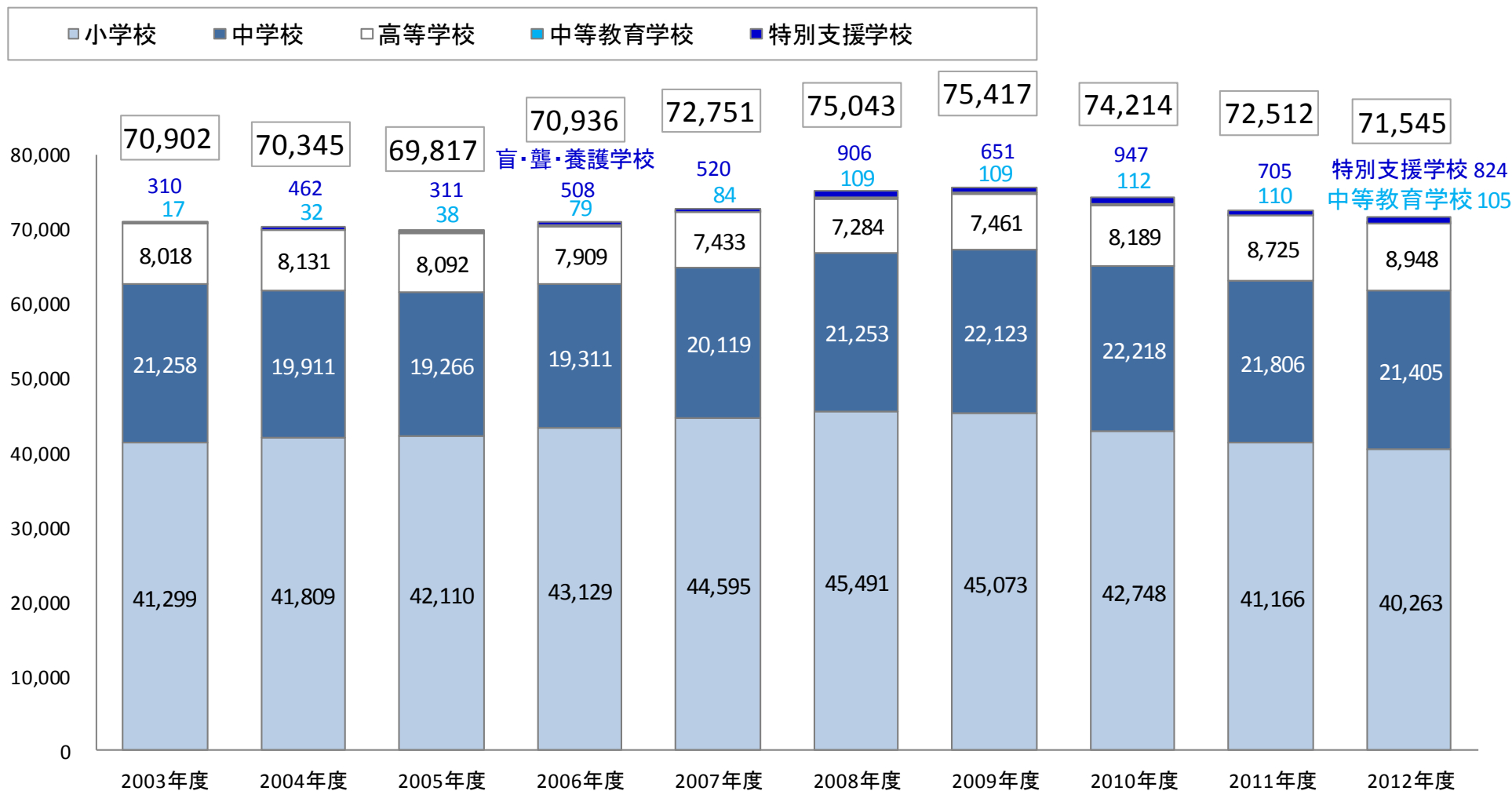
※ 1990年に出入国管理に関する法令改正が行われ、就労制限のない定住の在留資格で日本に居住する日系ブラジル人等が増加。

➤ 2009年度以降、経済不況、震災等の影響を受けて4年連続減少。

➤ 韓国・朝鮮人、ブラジル人等は減少傾向、中国人は増加傾向であったが近年横ばい。

※ 2012年7月に出入国管理法及び難民認定法等が改正されて新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されたことから、平成24年度以降、新しい在留管理制度の対象となる「中長期在留者」及び「特別永住者」を対象として統計を作成することとなったが、2011年度以前の統計と対象範囲が異なることとなるため、在留外国人数と従来の外国人登録者数とを単純に比較することはできない。

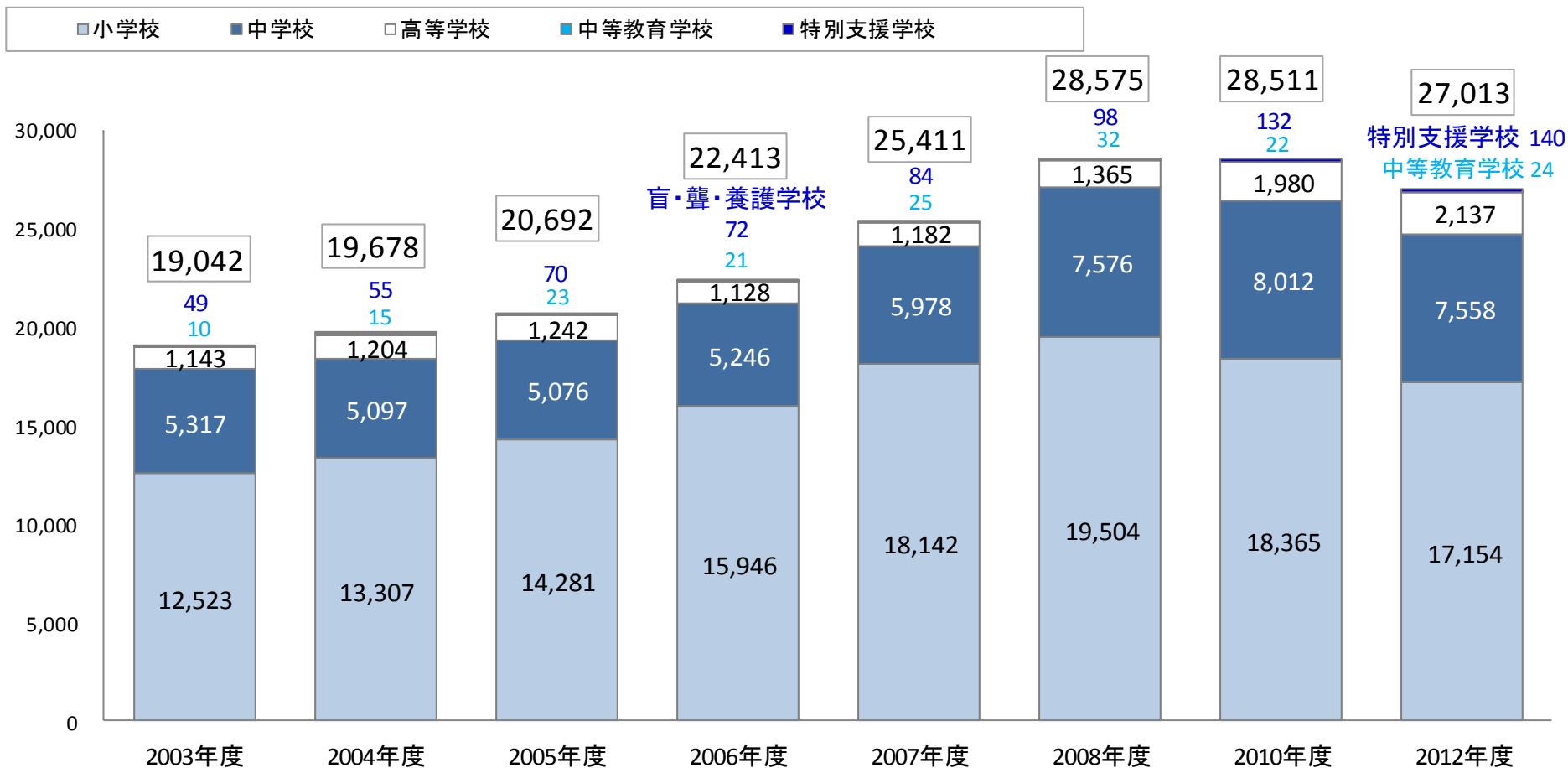
公立学校に在籍する外国人児童生徒の数は、約7万2千人。



(各年5月1日現在)

出典：文部科学省「学校基本調査」

公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、約2万7千人。

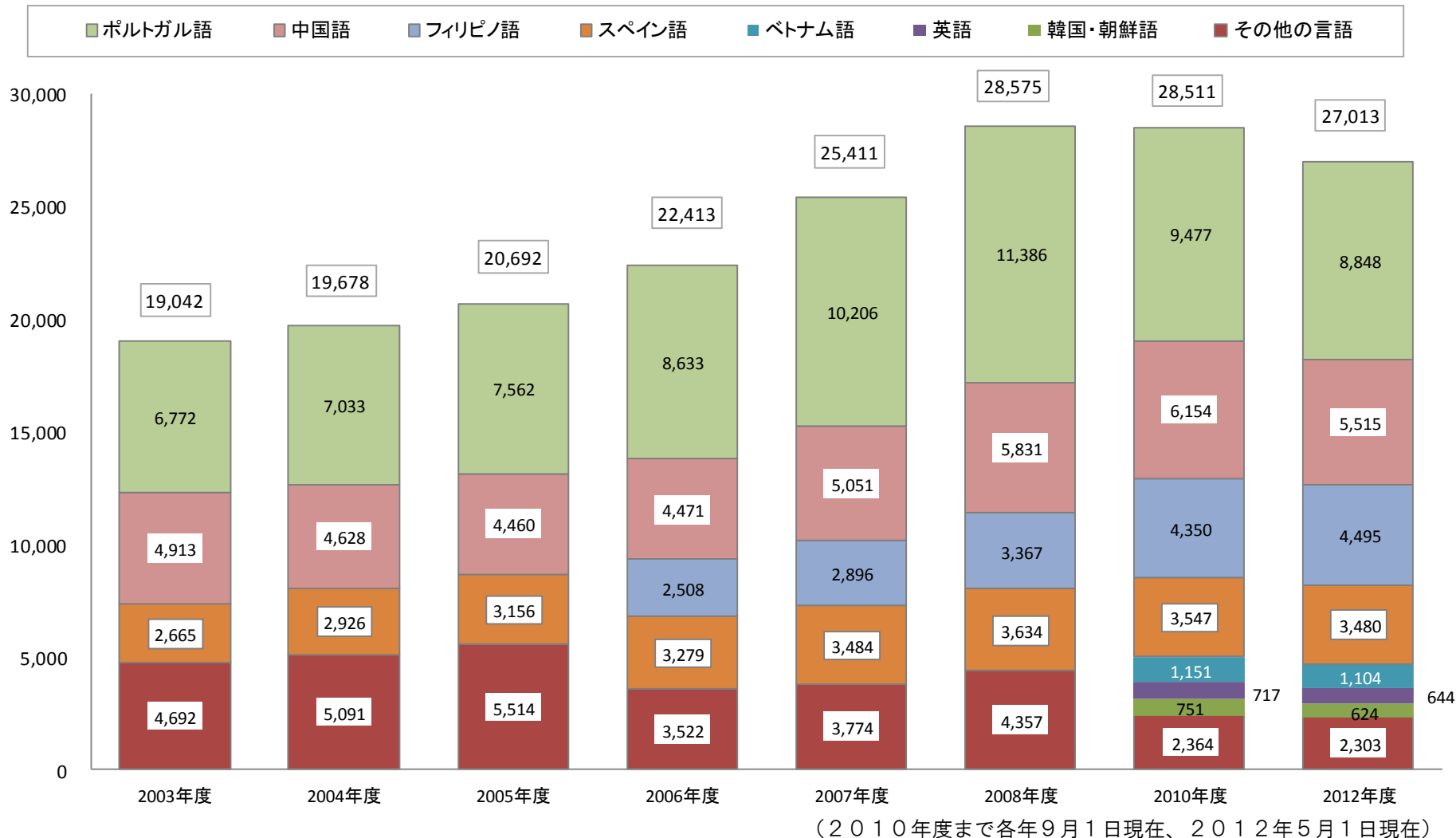


(2010年度まで各年9月1日現在、2012年5月1日現在)

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別内訳は、ポルトガル語、中国語、フィリピン語及びスペイン語の4言語で全体の8割以上。



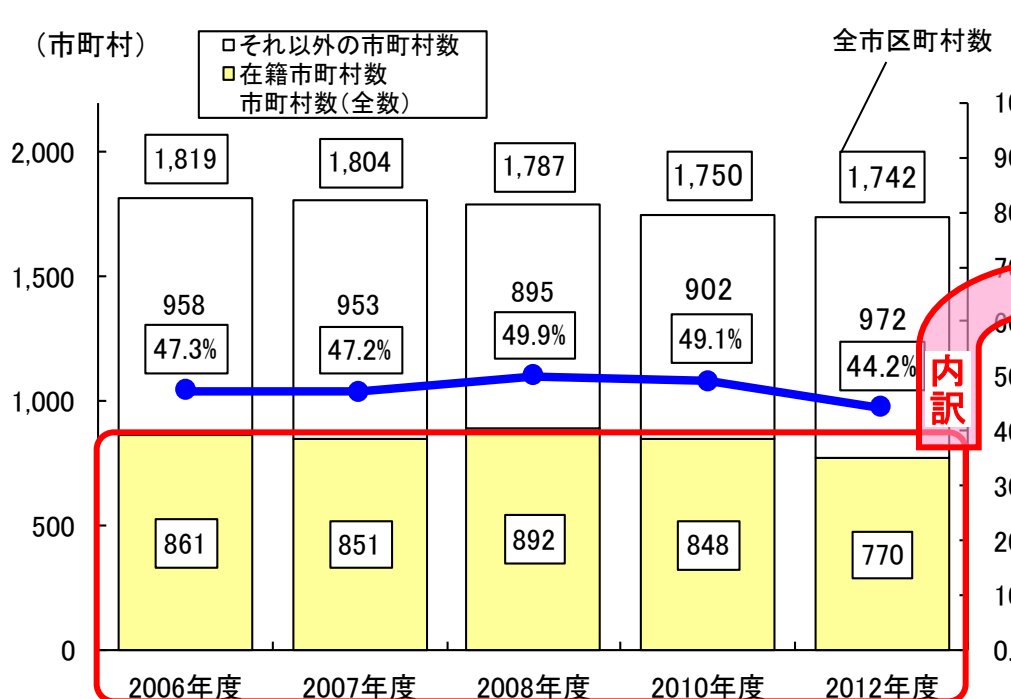
※ 表示する言語については、当初のポルトガル語・中国語・スペイン語に、2006年度調査よりフィリピン語を加え、2010年度調査分よりさらに韓国・朝鮮語・ベトナム語・英語を加えて表記。

日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立学校がある市町村は、全市町村の約半数(44.2%)。

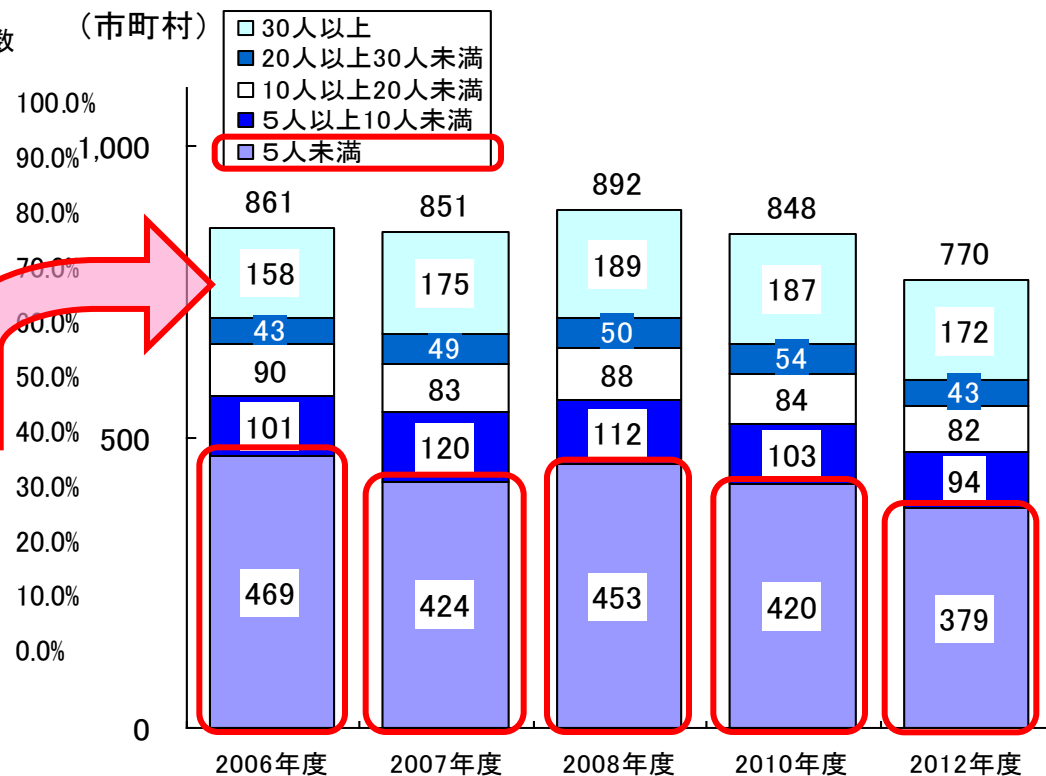
在籍人数「5人未満」の市町村(外国人の散在する地域)は、その約半分。

「日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立の小・中・高等学校等がある市町村数」及び全市町村数に占める割合

「日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立の小・中・高等学校等がある市町村数」の在籍人数別内訳



(2010年度まで各年9月1日現在、2012年5月1日現在)



(2010年度まで各年9月1日現在、2012年5月1日現在)

出典：文部科学省

「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(2012年度)」
総務省ホームページ 市町村合併データ「市町村数の推移表(詳細版)」

出典：文部科学省

「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(2012年度)」

Ⅱ 公立学校等における取組

課題

- ① 公立学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒が多数在籍。受け入れる外国人児童生徒も多様化。
→ 日本語指導体制の一層の充実と個に応じたきめ細かな指導が必要。
- ② 学齢期の子供を持つ外国人の保護者に対して、教育に関する情報を提供し、子供を就学させる意識を啓発するとともに、子供が円滑に学校生活になじめるように支援が必要。
- ③ 日本に長期間滞在・定住する外国人が増加し、外国人の子供が将来にわたって日本社会で生活していくケースが増えつつあることから、公立学校に受け入れ、進学や就職も支援していく必要。
○外国人集住都市だけでなく、全国的に散在
→ どの市町村でも、公立学校での受入体制の整備が期待される。

公立学校に定住外国人児童生徒がいることを前提に、「入りやすい公立学校」を実現するために、主に3つの施策を推進。

- 日本語指導体制の整備
- 定住外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応できるよう支援体制を整備
- 公立小中学校へ入学・編入学する定住外国人の児童生徒の受入れ体制について、制度面の検討を含め、環境整備を行うとともに、上級学校への進学や就職に向けた支援体制を整備

進捗

○日本語指導体制の整備

○予算

- ▶研修マニュアル及び日本語能力測定方法の普及
- ▶外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修
※JSL(第2言語としての日本語)カリキュラムの普及を含む
- ▶日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習支援のための教職員定数の加配措置
2013年度予算:学級数から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、日本語指導を含む個別の課題解決のために配当する児童生徒支援加配7,877人の内数で措置。
2014年度予算:総数3,800人の定数改善の中で児童生徒支援加配も増要求。

○制度

- ▶日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

○その他

- ▶外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項の周知

○適応支援等の体制整備

○予算

- ▶公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業(補助事業)

○受入れ体制及び上級学校への進学と就職支援体制の整備

○予算

公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業(補助事業)

各自治体が行う、帰国・外国人児童生徒等の受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援。 2013年度は44地域で実施。

「高等学校卒業程度認定試験等」のうち、「中学校卒業程度認定試験費」

○制度

・「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」(2012年4月初等中等教育局長決定)を設置し、同会議が「審議のまとめ」を取りまとめ、2013年5月に公表。

これを踏まえて、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、現在、学校教育法施行規則の一部を改正する手続を行っており、2014年4月より施行予定。

・中学卒業程度認定試験の配慮については、2010年7月から専門家による会議を開催し、振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除についての措置を決定。それを受け、2011年8月に省令改正し、同年11月の試験から対応。

・高等学校等就学支援金制度

○その他

就学ガイド(リーフレット)の入国管理局における配布

「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

高等学校における受入れ体制の整備

※担当指導主事連絡協議会における事例発表及びグループ協議を含む

公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

2014年度概算要求額:98百万円(前年度予算額:91百万円)

本事業は、実施主体(都道府県・指定都市・中核市)の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

- 背景** > 帰国・外国人児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒の背景の多様化
- 課題** > 対象児童生徒一人一人の実態に応じた、在籍学級の学習活動に日本語で参加できるようにするためのきめ細かな日本語指導
特に対象児童生徒が少数在籍又は散在する地域における、受入・指導・支援体制づくり

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施 (2014年4月より施行)

- 目的** > 帰国・外国人児童生徒等に対する受入れの促進・日本語指導の充実・保護者を含めたきめ細かな支援体制づくり
日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の円滑な導入を目指した指導・支援体制づくり

支援メニュー
(各地域の実情に応じて
組み合わせる)

日本語指導の充実

- ・「日本語能力測定方法」の活用による、児童生徒の日本語能力の把握(必須実施項目)
- ・個別の指導計画を作成し、教科学習に日本語で参加できることを目的とした日本語指導の実施
- ・日本語指導に活用できる教材の作成

公立小・中学校等への 就学の機会の保障

- ・就学相談窓口の設置
- ・就学ガイダンスの開催
- ・関係機関と連携した就学案内
(パンフレット等の作成・配布)

公立学校への円滑な受入れ

- ・初期適応指導教室(プレクラス)の実施
- ・日本語指導の補助を行う支援員の派遣
- ・子供の支援や学校と保護者をつなぐための母語がわかる支援員の派遣

指導・支援体制の充実

- ・帰国・外国人児童生徒等教育の拠点となるセンター校の設置
- ・域内の公立学校に対する巡回指導の実施
- ・対象児童生徒が少数在籍又は散在する地域における、指導・支援体制の構築・充実
- ・地域全体で取組を推進するための協議会の開催

進路保障

- ・域内の高等学校や公共職業安定所(ハローワーク)等との連携による、進路ガイダンスの開催
- ・高等学校における受入体制づくり
(支援員の派遣等)

各地域の取組の実践交流

(担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載 等)

- 公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進
- 「特別の教育課程」の編成・実施を含めた、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援の一層の充実





- 国際化の進展等に伴い、帰国児童生徒・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっている。
- これを踏まえ、学校における日本語指導を一層充実させる観点から、日本語指導が必要な児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について、「特別の教育課程」を整備する。（2014年4月より施行予定）

国が示す一定の要件を満たす日本語指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

期待される効果

- ・ 児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の実現
- ・ 指導を受けた児童生徒が各教科その他の教育活動に日本語で参加できるようになること
- ・ 地域や学校において日本語指導に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上

- ☆ 学校教育の一環として行う日本語指導の全国的な質の担保
- ☆ 日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会の保障



「特別の教育課程」による日本語指導（案）

（Ⅰ）指導の内容

児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導。

（Ⅱ）指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否を判断するに当たっては、日本語指導担当教員をはじめ複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましく、学校長の責任の下で行うこととする。

（Ⅲ）指導者

- ①日本語指導担当教員（主たる指導者）：教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）
- ②日本語指導補助者：日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者

※ ②日本語指導補助者は必置ではないが、必要に応じて活用することは有効である。

（Ⅳ）授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。また、障害のある児童生徒に対して「通級による指導」と併せて行う場合は、2種類の指導の授業時数の合計が、おおむね280単位時間以内とする。

※1 授業時数の1単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間（45分又は50分）に準じるものとする。

※2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

（Ⅴ）指導の形態及び場所

児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」を原則とする。ただし、指導者の確保が困難な場合には、他校における指導も認める。

※ さらに、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合などのやむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。

（Ⅵ）指導計画の作成及び学習評価の実施

対象児童生徒が在籍する学校において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行う。当該計画及びその実績は、学校設置者に提出する。

Ⅲ 日本語教育支援

○日本語教育の推進に向けた検討

- 2007年7月に文化審議会国語分科会で、日本に住む定住外国人の日本語教育を目的として、以下の資料を作成。

『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について』(2010年5月)

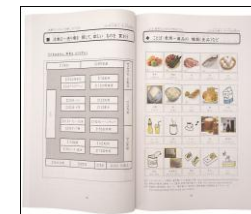
『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック』(2011年1月)

『「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集』(2012年1月)

『「生活者としての外国人」に対する日本語教育における能力評価について』(2012年1月)

『「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について』(2013年2月)

『「生活者としての外国人」のための日本語教育 ハンドブック(試行版)』(2013年8月)



(写真:教材例集)

ホームページや、日本語教育研究協議会及び都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修を通じ、周知している。

- ・文化庁WEBサイト:http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/index.html(上記資料のダウンロードもできます)
- ・日本語教育研究協議会
2013年8月30・31日(東京), 10月12日(仙台), 11月2日(大阪), 11月23日(福岡)
- ・都道府県・市町村等日本語教育担当研修
2013年11月27日(東京)

- 現在、日本語教育の推進に向けて整理した11の論点について、関係機関・団体等からヒアリング等を実施し、問題点の把握、必要なデータ及び意見の収集を行っている。

※参考資料「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」(パンフレット)

上記関連・その他お問合せ先

【文化庁文化部国語課】電話:03-5253-4111(内線2644) / メール:nihongo@bunka.go.jp 担当:山下,増田

○「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

地域における日本語教育のモデル的な事例を各地で実施し、日本全国に展開するため、以下の事業を実施している。

○「標準的なカリキュラム案」等を活用し、日本語教室の実施、人材の養成、教材作成を行う取組を支援する。また、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援。

(2013年度採択件数:68件)

例:特定非営利活動法人 日本ペルー共生協会(東京都)
NPO法人 ABCジャパン(神奈川県)
特定非営利活動法人 国際教育文化交流会(静岡県)
特定非営利活動法人 日本ボリビア人協会(三重県)

○地域において、日本語指導者に対する指導的な立場にある者等を対象とした地域日本語教育コーディネーター研修の開催や日本語教育の総合的な推進体制について実践的な調査研究を実施。

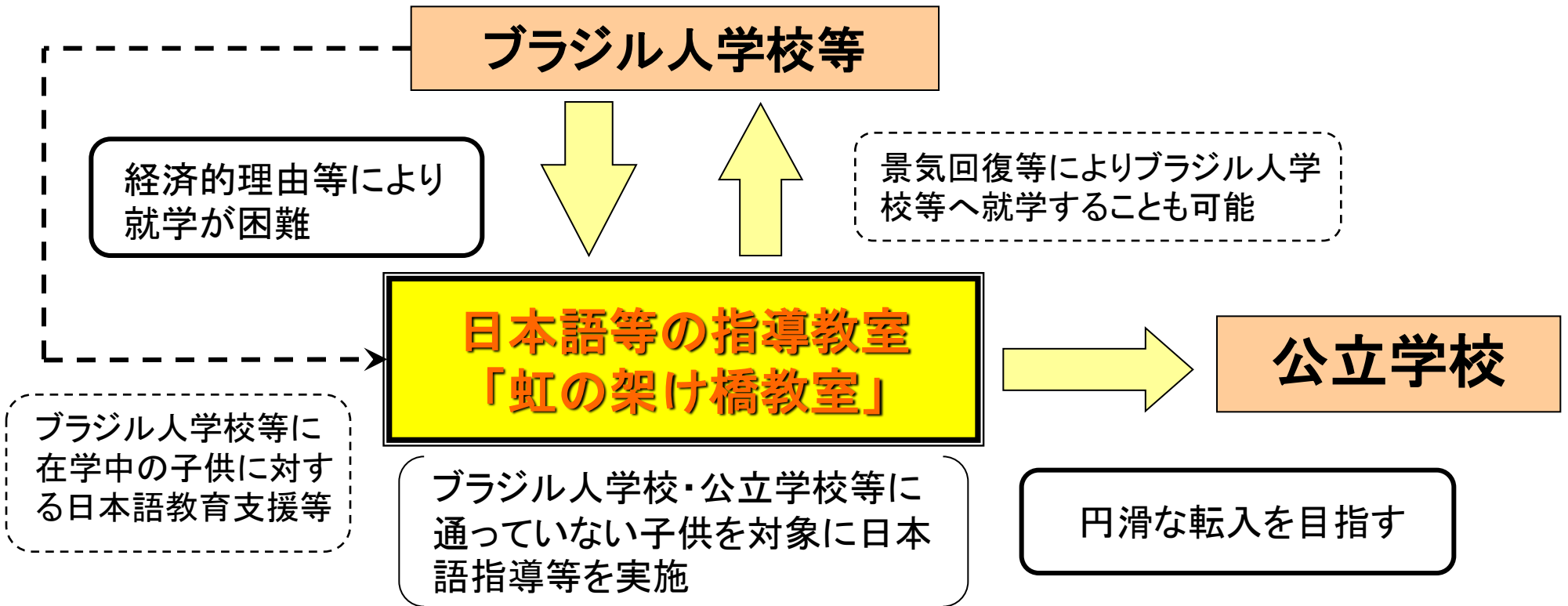
IV その他（不登校・不就学の支援、外国人学校支援）

- 2005年度より、ブラジル人学校等や子供の数の増減等を把握するため、都道府県等の協力を得てブラジル人学校等の現状調査を実施。
- 2008年秋のリーマンショック以降、ブラジル人学校等の数が減ったことを受け、2009年度から「虹の架け橋教室」を設置。
- 2011年度、外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査研究を実施し、各都道府県に対し、外国人学校の各種学校設置等の認可の促進について通知を発出。
- 日本におけるブラジル人児童生徒の教育問題については、2005年以降、これまで6回の二国間協議を実施。

定住外国人の子供の就学支援事業(虹の架け橋教室)

景気後退により、不就学・自宅待機となっている外国人の子供に対して、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための「虹の架け橋教室」を外国人集住都市等に設け、主に公立学校への円滑な転入を支援。

また、ブラジル人等の子供を中心としたブラジル人等コミュニティと地域社会との交流を促進。



※2009年度補正予算(37億円)において国際移住機関(IOM)に基金を設置。当初2009年度から2011年度までの3年間の実施予定だったが、厳しい経済情勢等に鑑み、効率化を図りつつ、2014年度まで延長。 18

- 役割：ブラジル人学校等・公立学校にも通っていない子供を対象に日本語指導等を実施
(ブラジル人学校等に在籍する子供も受入れ可能)
- 期間：原則6ヶ月程度
- 場所：外国人集住都市等において実施
2013年度は、21教室において実施。
- 内容：日本語指導等を行う教員等
日本語指導や教科指導
バイリンガル指導員（ブラジル人教員等も含む）
ポルトガル語等の母語指導と教科指導の補助
コーディネーター等
ブラジル人等の子供の公立学校への受入促進、地域社会と交流の促進 等

定住外国人の子供の就学支援事業【就学実績】

	進学実績(人)			
	公立小中学校等	公立高校等	ブラジル人学校等	計
2009	50	10	102	162
2010	381	79	457	917
2011	386	77	464	927
2012	355	113	167	635
総計	1172	279	1190	2641

定住外国人の子供の就学支援事業【事業の成果】

- 学校関係者やスクールソーシャルワーカー、教育委員会等の教育行政関係者、地域組織代表者等とのネットワークを構築することで、不就学の子供の発見から就学に至るまでの連携の流れが確立。
- NPOや教育委員会等、定住外国人子女就学支援の担い手の育成。
- 2012年度より、過年齢の子供の受入れを開始し、教室参加者の高校への進学が促進。また、就学前の子供の受入れも可能とし、小学校への円滑な就学を支援。
- 定住外国人子女就学支援施策に係る認知度が集住都市中心に向上。
- 地域のイベント等への参加を通じ、子供達が日本人・日本社会と接触する機会が拡大。